

平成27年度 菊池市子ども・子育て会議次第

日時：平成28年3月25日（金）午後1時30分

場所：七城公民館 2階 中研修室

1、開 会

2、あいさつ

3、議 事

(1) 子ども子育てに関する状況（P 1）

(2) 教育・保育等の実施状況（P 2～5）

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策の変更について（P 6、7）

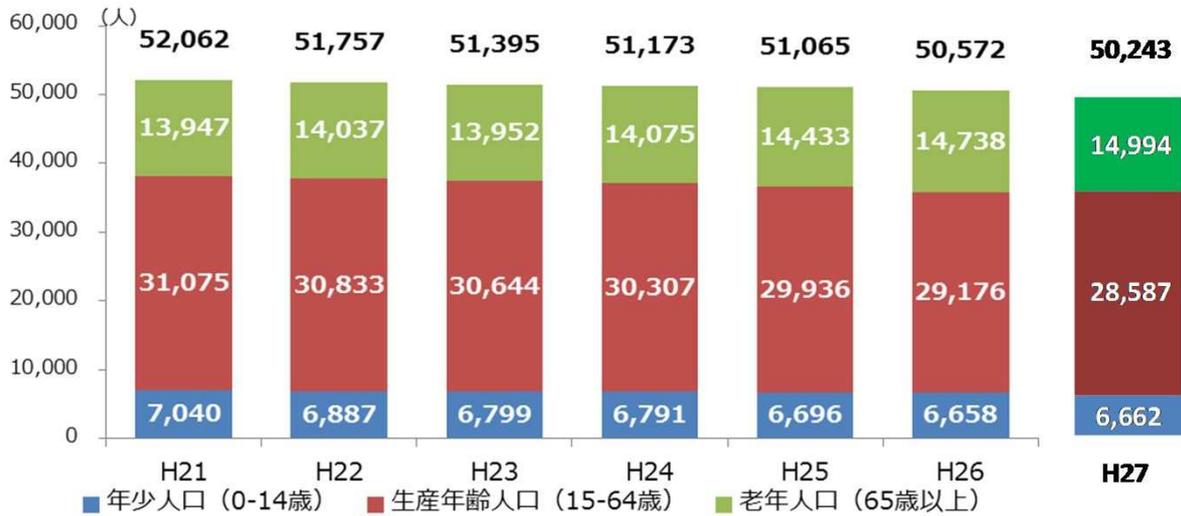
(4) その他

4、閉 会

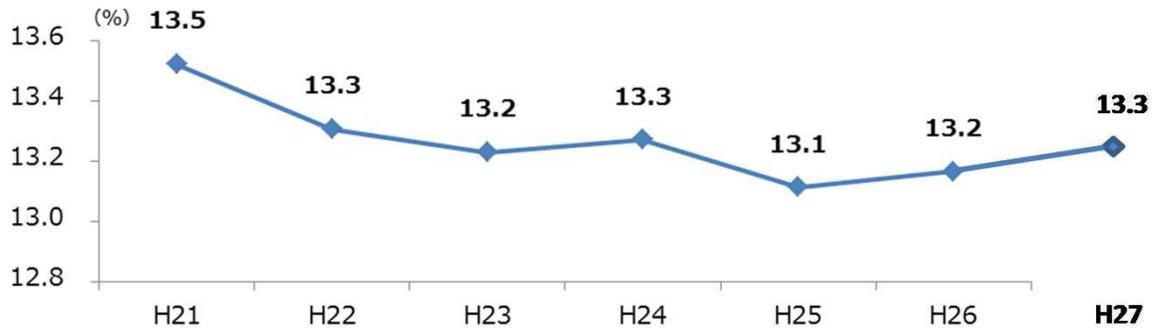
1、子ども・子育てに関する状況

(1)人口の動向

総人口・年齢3区分人口の推移



年少人口率の推移



平成26年4月1日現在の人口は50,572人となっており、平成27年は50,243人で329人減少となっている。年少人口率としては、平成26年に対し0.1ポイントの上昇となっている。

1、教育・保育の実施状況について

(1) 施設数の推移

区 分	平成27年度		平成28年度
保育所(公)	2	→	2
保育所(私)	19	→	19
幼稚園(公)	1	→	1
幼稚園(私)	1	→	0
認定こども園	1	→	2

施設数の増減はないが、菊池幼稚園が平成28年度から認定こども園に移行予定であるため、私立幼稚園は0となり、認定こども園は2箇所となる。

(2) 量の見込み(申込数)

	1号	2・3号計		合計
		2号	3号	
計画(量の見込み)(A)	210	2,050	1,015	2,260
H27. 4. 1 申込数(B)	197	1,876	742	2,073
(B) - (A)	-13	-174	-273	-187
H27. 10. 1 申込数(C)	207	2,014	876	2,221
(C) - (A)	-3	-36	-139	-39

1号認定は、計画210人に対し4月時点で197人(▲13人)、10月時点で207人(▲3人)と計画を下回っている。

2号認定は、計画1,035人に対し4月時点で1,134人(99人)、10月時点で1,138人(103人)と計画を上回っている。

3号認定は、計画1,015人に対し4月時点で741人(▲273人)、10月時点で876人(▲139人)と計画を下回っている。

2、3号認定の合計は、計画2,050人に対し4月は1,876人(▲174人)10月は2,014人(▲36人)と計画を下回っている。

(3) 確保方策(利用児童数)

	1号	2・3号計		合計		
		2号	3号			
計画 (確保策)	幼稚園	220	0	0	220	
	認定こども園(幼)	65	35	0	100	
	認定こども園(保)	0	15	0	15	
	保育所	0	1,970	831	1,970	
	地域型保育事業	0	0	0	0	
	合計(A)	285	2,020	846	2,305	
	4月1日時点	幼稚園	147	0	0	147
		認定こども園(幼)	50	0	0	50
		認定こども園(保)	0	43	30	43
		保育所	0	1,833	729	1,833
地域型保育事業		0	0	0	0	
合計(B)		197	1,876	742	2,073	
利用児童数	(B)-(A)	▲ 88	▲ 144	▲ 40	▲ 232	
	幼稚園	157	0	0	157	
	認定こども園(幼)	50	0	0	50	
	認定こども園(保)	0	48	34	48	
	保育所	0	1,966	862	1,966	
	地域型保育事業	0	0	0	0	
	合計(C)	207	2,014	876	2,221	
	(C)-(A)	▲ 78	▲ 6	▲ 36	▲ 84	
	10月1日現在					

1号認定は、計画285人に対し、4月時点では、197人(▲88人)、10月時点では、207人(▲78人)と計画を下回っている。

認定こども園(保育所部分)については、計画の15人に対し4月時点では、43人(28人)10月時点では、48人(33人)と上回っている。

保育所は、計画1,970人に対し、4月時点では、1,833人(▲137人)、10月時点では、1,966人(▲4人)と下回っている。

2,3号認定については、計画2,020人に対し、4月時点で1,876人(▲144人)10月時点で2,014人(▲6人)と下回っている。

(4) 各事業の取組計画と平成27年実施状況

事業名	H26 実績	H27 実績(予定)	単位	見込み量				
				H27	H28	H29	H30	H31
利用者支援事業	0	0	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	1,655	1,533	人日/月	1,323	1,317	1,294	1,269	1,242
ひろば型	11,455	11,290						
センター型	8,404	7,100						
妊婦健康診査事業	590	550	人/年	430	430	430	430	430
乳児家庭全戸訪問事業	358	350	人/年	430	430	430	430	430
養育支援訪問事業	—	—		—	—	—	—	—
子育て短期支援事業			人日/年	15	15	15	15	15
ショートステイ	0	2						
トワイライトステイ	0	0						
ファミリー・サポート・センター事業	416	780	人日/年	300	300	300	300	300
一時預かり事業								
幼稚園	—	13,702	人日/年	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
保育所(補助事業)	27	90		1,615	1,621	1,591	1,561	1,541
保育所(単独事業)	696	879						
延長事業	743	750	人日/年	788	791	776	761	752
病児・病後児保育事業	189	400	人日/年	250	260	270	280	290
放課後児童健全育成事業	453	503	人日/年	480	468	479	484	481

2、教育・保育の量の見込みと確保方策の変更について

(当初)

	H27年度				H28年度					
	1号	2号		3号	1号	2号		3号		
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外			0才	1, 2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外
量の見込み	210	35	1,000	305	710	140	85	1,000	305	705
	245	1,035		2,015	225	1,085		2,010		
幼稚園	220	0			145	0				
認定こども園(幼)	65	35			55	90				
認定こども園(保)			0	3	12			0	25	20
保育所			1,139	141	690			1,070	210	690
地域型保育事業				0	0				0	0
合計(A)	285	35	1,139	144	702	200	90	1,070	235	710
	320	1,985		1,985	290	2,015		2,015		
過不足	75	0	139	-161	-8	60	5	70	-70	5
	75	-30		-30	65	5		5		



(変更後)

	H27年度				H28年度					
	1号	2号		3号	1号	2号		3号		
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外			0才	1, 2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外
量の見込み	210	35	1,000	305	710	140	85	1,000	305	705
	245	1,035		2,015	225	1,085		2,010		
幼稚園	220	0			90	0				
認定こども園(幼)	65	35			166	76				
認定こども園(保)			0	3	12			0	5	39
保育所			1,139	141	690			1,148	142	660
地域型保育事業				0	0				0	0
合計(A)	285	35	1,139	144	702	256	76	1,148	147	699
	320	1,985		1,985	332	1,994		1,994		
過不足	75	0	139	-161	-8	116	-9	148	-158	-6
	75	-30		-30	107	-16		-16		

放課後児童健全育成事業の実施状況及び確保方策の変更について

区分		H26	H27	H28	H29	H30	H31
計画	量の見込 (登録児童数)	—	480	468	479	484	481
	確保方策 (登録児童数)	—	480	(520) 468	479	484	481
	か所数	—	13	13	13	13	14
実績	登録児童数	453	504				
	か所数	11	12				

* H26年度は実績、H27年度は当初の数値で記載。

児童数は減少傾向にあると思われるが、放課後児童クラブにける登録児童数は、年々増加傾向にある。地域や各年によって差があり、増設やクラブの分割等の検討が必要と思われる。

菊池市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、菊池市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。